

質疑のある方は順次御発言を願います。

○はたともこ君 民主党のはたともこでございます。

大変御示唆に富む御意見、御見解を賜りまして、参考人の先生方、今日は本当にどうもありがとうございます。

今回のこの特措法について、私は、二〇〇九年のH1N1、そして二〇一〇年に発生いたしました宮崎口蹄疫、さらには昨年、二〇一一年の大震災、原発事故等、我が国の経験、体験の反省と教訓を踏まえて作られた法案であるというふうに理解をしております。また、そうでなければならぬというふうに考えております。

ところが、この特に二〇〇九年のH1N1について、四月四日の参議院の予算委員会におきまして、当時の厚生労働大臣、舛添要一先生が、この法案は二〇〇九年の教訓を十分に生かしていないのではないか、また法案作成の段階での議論が不足しているのではないか、万機公論に決すべしと発言をされました。

私は、この舛添先生の御意見も踏まえて、法案成立後に策定される政令、あるいは政府、都道府県、市区町村が策定する行動計画、また各種ガイドラインにおいて、これらの策定作業の中で現場の意見、また批判者の意見、さらに関係団体の意見をよく聞いて、取り入れるべきものは取り入れていかなければならないというふうに考えております。

そこで、参考人の先生方お一人お一人に伺いたいと思います。

二〇〇九年H1N1の教訓として、この法案にまだ十分生かされていないこと、先ほど川本先生の方からはかなり具体的にお話がございましたけれども、その点と、そしてさらに、今後更に留意すべきこと、また法案成立後の政令、各種行動計画、ガイドライン等の策定のやり方についてどのような御意見をお持ちか、それぞれの先生方にお聞かせいただきたいと思います。

そしてもう一点、これは田代先生に伺いたいと思っておりますが、田代先生にはこの法案作成に当たって重要かつ貴重な御提言をいただき、本当にありがとうございます。

私は、田代先生の御提言の中で、特に事前対応、事前の監視体制として、野鳥、家禽そして豚のサーバランスの重要性、それについて農水省、環境省、厚生労働省、文部科学省との連携が不可欠であるとの御指摘に注目をいたしました。三月二十二日の本委員会で中川担当大臣にも質問させていただきました。

そこで、野鳥、家禽、豚のサーバランスの重要性、特に豚のサーバランスの重要性について改めて先生から教えていただきたいと思います。そしてさらに、関係省庁の連携の重要性についても教えていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長(芝博一君) それでは、参考人の先生方、順次お願ひをいたします。

田代参考人、お願ひいたします。

○参考人(田代真人君) ありがとうございます。

今の御質問ですけれども、現在の法案で何が不足しているかという点も含めてですけれども、まず最初、川本先生からお話がありましたけれども、縦割り行政を克服するというのが僕はこの特措法の大きな目的ではないかと思っておりますが、これが十分に克服されているかどうかということについてまだ十分な説明がなされていないというか、書かれていませんように思います。

これまで新型インフルエンザ対策というのは厚労省を中心にして行ってきましたけれども、これは社会の危機管理、危機対応については厚労省が中心ではありますけれども、それだけでは当然対応し切れません。したがいまして、政府全体で対応する必要があるということが一番大きな問題だと思います。特に、事前準備についてはここには十分に書かれていませんということも私はちょっと危惧されます。幾ら緊急対応の体制を取っておいても、事前準備がなければ何もできません。絵にかいたもちで終わります。ですから、事前準備の具体的なことについてもこの法案できちっと対応していただけれ